

日 本 目 録 規 則

Nippon Cataloging Rules

2018 年版

日本図書館協会目録委員会編

第 2 部 属性

＜アクセス・ポイントの構築＞

セクション 5 アクセス・ポイント

第 22 章 著作

2018 年 12 月 25 日 作成

2019 年 1 月 7 日 公開

2025 年 5 月 1 日 最終更新

* 問い合わせ先 日本図書館協会目録委員会： ncr@jla.or.jp

編集 日本図書館協会目録委員会

発行 公益社団法人日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

Tel. 03-3523-0811 Fax. 03-3523-0841

第 22 章 著作

目次	
#22 著作.....	4
#22.0 通則.....	4
#22.0.1 機能.....	4
#22.0.2 著作の識別に影響を与える変化.....	4
#22.1 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの構築.....	4
#22.1A 典拠形アクセス・ポイントの形.....	5
#22.1A 典拠形アクセス・ポイントの形 別法.....	5
#22.1B 一貫しない創作者の名称の扱い.....	5
<#22.1.1～#22.1.5 著作と創作者との関連の形態>.....	6
#22.1.1 単一の創作者による著作.....	6
#22.1.1A 団体を創作者とみなす著作.....	6
#22.1.2 複数の創作者による共著作.....	8
#22.1.2 複数の創作者による共著作 別法.....	9
#22.1.2A 創作者とみなす団体と個人、家族との共著作.....	9
#22.1.2A 創作者とみなす団体と個人、家族との共著作 別法.....	9
#22.1.3 改作、改訂等による新しい著作.....	10
#22.1.4 既存の著作に注釈、解説、図等を追加した著作.....	10
#22.1.5 責任を有するものが不特定または不明な著作.....	11
#22.1.6 識別要素の付加.....	11
#22.1.7 著作の部分に対する典拠形アクセス・ポイントの構築.....	11
#22.1.7.1 単一の部分.....	11
#22.1.7.1A 部分であることを示す一般的な語句.....	12
#22.1.7.1B 逐次刊行物・更新資料の部編または補遺.....	12
#22.1.7.1C テレビ・ラジオ番組.....	12
#22.1.7.1D 聖典.....	13
#22.1.7.2 複数の部分.....	13
#22.1.7.2 複数の部分 別法.....	13
#22.1.8 著作の集合に対する典拠形アクセス・ポイントの構築.....	14
#22.1.8.1 単一の創作者による著作の集合.....	14
#22.1.8.2 複数の創作者による共著作の集合.....	14
#22.1.8.2 複数の創作者による共著作の集合 別法.....	14
#22.1.8.3 複数の異なる創作者による著作の集合.....	14
#22.1.8.3 複数の異なる創作者による著作の集合 別法.....	15

#22.2 著作に対する異形アクセス・ポイントの構築	15
#22.2.1 音楽作品に用いられる歌詞、リブレットなど	16
#22.2.2 著作の単一の部分	16
#22.2.3 特定の創作者による著作の集合	17
<#22.3～#22.6 各種の著作>	17
<#22.3～#22.4 法令等>	17
#22.3 法令等に対する典拠形アクセス・ポイントの構築	17
#22.3.1 法律等	18
#22.3.1.1 法律	18
#22.3.1.2 法律案	18
#22.3.1.3 前近代の法律、慣習法等	18
#22.3.2 命令等	18
#22.3.2.1 法律として施行されない命令等	18
#22.3.2.2 法律とあわせて刊行される命令等	19
#22.3.2.2 法律とあわせて刊行される命令等 別法	19
#22.3.2.3 命令等の集合	19
#22.3.3 裁判所規則	19
#22.3.4 憲章等	19
#22.3.5 条約	20
#22.3.6 判例集等	20
#22.3.7 裁判記録	20
#22.3.7.1 刑事訴訟	20
#22.3.7.2 民事訴訟	21
#22.3.7.3 起訴状、判決文等	21
#22.3.7.4 裁判記録の集合	21
#22.3.8 識別要素の付加	21
#22.3.8.1 法律等	21
#22.3.8.2 条約	21
#22.3.8.3 その他の法令等	22
#22.4 法令等に対する異形アクセス・ポイントの構築	22
#22.4.1 法律等	22
#22.4.2 条約	22
<#22.5～#22.6 音楽作品>	23
#22.5 音楽作品に対する典拠形アクセス・ポイントの構築	23
#22.5A 典拠形アクセス・ポイントの形	23
#22.5.1 歌詞、リブレットなどを伴う音楽作品	23

#22.5.2	舞踊のための音楽作品	24
#22.5.3	付随音楽	24
#22.5.4	カデンツァ	24
#22.5.5	新たなテキストとタイトルを伴うオペラなどの音楽劇	24
#22.5.6	新たな音楽作品とみなす編曲	24
#22.5.7	識別要素の付加	25
#22.5.7.1	楽曲形式のみから成るタイトル	25
#22.5.7.1A	演奏手段	25
#22.5.7.1B	演奏手段、番号、調以外に付加する識別要素	26
#22.5.7.2	楽曲形式以外の語句を含むタイトル、およびそれらの語句のみから成るタイトル	27
#22.5.8	音楽作品の部分に対する典拠形アクセス・ポイントの構築	27
#22.5.8.1	音楽作品の単一の部分	27
#22.5.8.2	音楽作品の複数の部分	27
#22.5.8.2	音楽作品の複数の部分 別法	27
#22.5.9	音楽作品の集合に対する典拠形アクセス・ポイントの構築	28
#22.6	音楽作品に対する異形アクセス・ポイントの構築	28
#22.6.1	カデンツァ	28
#22.6.2	音楽作品の単一の部分	29
#22.6.3	特定の作曲者による音楽作品の集合	29

#22 著作

#22.0 通則

#22.0.1 機能

著作に対する典拠形アクセス・ポイントは、次の機能を備える。

- a) 特定の著作を発見する手がかりとなる。
 - ・ 1 著作に対して異なるタイトルをもつ複数の体現形が存在するとき、各体現形が 1 著作に属することを識別できる。
 - ・ 著作の一般に知られているタイトルと体現形の本タイトルが異なるとき、著作を識別できる。
 - ・ 同一タイトルをもつ複数の著作が存在するとき、各著作を判別できる。
- b) 特定の著作と関連する資料を発見する手がかりとなる。
 - ・ 1 著作に対して複数の表現形、複数の体現形などが存在するとき、それらを体系的に把握できる。
 - ・ 特定の著作と他の著作やその表現形との関連を理解できる。
- c) 特定の著作と関連する個人・家族・団体を発見する手がかりとなる。
- d) 特定の著作を主題とする資料を発見する手がかりとなる。

以上の機能を満たすため、特定の著作に対する典拠形アクセス・ポイントは、他の著作に対する典拠形アクセス・ポイントと明確に判別される必要がある。

異形アクセス・ポイントは、特定の著作を典拠形アクセス・ポイントとは異なる形から発見する手がかりとなる機能を備える。利用者が検索すると推測される形で構築する必要がある。

#22.0.2 著作の識別に影響を与える変化

- a) 著作に対する新規の記述を作成する場合
著作に対する典拠形アクセス・ポイントを新たに構築する。
(参照: 複数巻単行資料については、#4.0.4.1 を見よ。逐次刊行物については、#4.0.4.2 ~#4.0.4.2B を見よ。)
- b) 著作に対する従来 of 記述を更新する場合
著作に対する典拠形アクセス・ポイントを更新する。従来の典拠形アクセス・ポイントは、異形アクセス・ポイントとして記録する。
(参照: 更新資料については、#4.0.4.3 ~#4.0.4.3B を見よ。)

#22.1 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの構築

著作に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.1.1 ~#22.1.6 に従って、原著作に対して、または原著作など既存の著作から派生した新しい著作に対して構築する。著作の部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.1.7 に従って、著作の集合に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.1.8 に従って構築する。

法令等に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.3 に従って、音楽作品に対する典拠

形アクセス・ポイントは、#22.5 に従って構築する。

#22.1A 典拠形アクセス・ポイントの形

著作に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルを基礎として構築する。

その形には、優先タイトルと創作者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形と、優先タイトル単独の形とがある。前者を結合形、後者を単独形とよぶ。いずれについても、必要に応じて識別要素を付加する。

ただし、法令等に対する典拠形アクセス・ポイントの一部に、優先タイトルと非創作者に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形がある。

（参照：法令等に対する典拠形アクセス・ポイントの構築については、#22.3 を見よ。）

（参照：識別要素の付加については、#22.1.6 を見よ。）

- a) 結合形（優先タイトルと創作者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイントの結合順序は、規定しない。）

紫式部||ムラサキ シキブ. 源氏物語||ゲンジ モノガタリ

（創作者に対する典拠形アクセス・ポイント、優先タイトルの順に結合する場合の例）

- b) 単独形

今昔物語||コンジャク モノガタリ

千一夜物語||センイチヤ モノガタリ

（参照：優先タイトル、異形タイトル、識別要素については、#4.1～#4.7 を見よ。創作者に対する典拠形アクセス・ポイントについては、#26～#28 を見よ。）

#22.1A 典拠形アクセス・ポイントの形 別法

著作に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルを基礎として構築する。

*その形は、優先タイトル単独の形（単独形）とする。必要に応じて識別要素を付加する。識別に必要な場合は、著作に主要な責任を有する創作者に対する典拠形アクセス・ポイントを付加する。さらに必要に応じて、他の識別要素を付加する。

（参照：識別要素の付加については、#22.1.6 を見よ。）

源氏物語||ゲンジ モノガタリ

#22.1.1～#22.1.8.3 において結合形で構築すると規定している場合でも、これに創作者に対する典拠形アクセス・ポイントを含めず、関連づけるのみとする*。

（参照：優先タイトル、異形タイトル、識別要素については、#4.1～#4.7 を見よ。）

#22.1B 一貫しない創作者の名称の扱い

著作に責任を有する創作者（個人・家族・団体）が複数の名称を使い分けているが、当該著作に対しては使用する名称が一貫していない場合は、当該著作の体现形に最も多く見られる名称に対する典拠形アクセス・ポイントを用いる。

当該著作を具体化した体现形に最も多く見られる名称を容易に決定できない場合は、当該著作を具体化した体现形のうち、データ作成機関が入手した最新の資料に現れた名称に

対する典拠形アクセス・ポイントを用いる。

<#22.1.1～#22.1.5 著作と創作者との関連の形態>

#22.1.1 単一の創作者による著作

単一の創作者（個人・家族・団体）が創作した著作については、次の要素の結合形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。

- a) 創作者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイント（#26～#28 のうち該当する規定を適用）
- b) 著作の優先タイトル（参照：#4.1.3、#4.1.4 を見よ。）

野坂，昭如||ノサカ，アキユキ，1930-2015．火垂るの墓||ホタル ノ ハカ

宮本，常一||ミヤモト，ツネイチ，1907-1981．宮本常一著作集||ミヤモト ツネイチ チョサクシュウ

大槻，文彦||オオツキ，フミヒコ，1847-1928．大言海||ダイゲンカイ

明治天皇||メイジ テンノウ，1852-1912．明治天皇詔勅集||メイジ テンノウ ショウチョクシュウ

#22.1.1A 団体を創作者とみなす著作

団体を創作者とみなす著作については、優先タイトルと団体に対する典拠形アクセス・ポイントの結合形で構築する。団体を創作者とみなすのは、団体に由来するか、団体が責任刊行したか、または責任刊行させた著作で、次のいずれかに該当するものである。

- a) 団体の管理的な性格の著作

① 内部方針、手続き、財政、運用

首都大学東京||シュト ダイガク トウキョウ．公立大学法人首都大学東京規程集||コウリツ ダイガク ホウジン シュト ダイガク トウキョウ キテイシュウ

名古屋穀物砂糖取引所||ナゴヤ コクモツ サトウ トリヒキジョ．定款及び諸規程||テイカン オヨビ ショキテイ

② 役員、職員、会員（例：名簿）

日本公認会計士協会||ニホン コウニン カイケイシ キョウカイ．役員名簿||ヤクイン メイボ

日本建築学会||ニホン ケンチク ガッカイ．日本建築学会会員名簿||ニホン ケンチク ガッカイ カイイン メイボ

③ 資源（例：目録、財産目録）

三重県立図書館||ミエ ケンリツ トショカン．国書漢籍蔵書目録||コクショ カンセキ ゴウショ モクロク

長崎大学．附属図書館||ナガサキ ダイガク．フゾク トショカン．幕末・明治期日本古写真コレクション目録||バクマツ メイジキ ニホン コシャシン コレクション モクロク

④ 沿革（例：社史）

大正製薬株式会社||タイショウ セイヤク カブシキ ガイシャ. 大正製薬百年史
||タイショウ セイヤク ヒャクネンシ

日本プロゴルフ協会||ニホン プロ ゴルフ キョウカイ. 社団法人日本プロゴルフ
協会 30 年史||シャダン ホウジン ニホン プロ ゴルフ キョウカイ 30 ネンシ

- b) 団体の集団的意思を記録した著作（例：委員会や審議会などの報告、対外政策に関する立場を示した公式見解、白書、規格）

臨時行政改革推進審議会||リンジ ギョウセイ カイカク スイシン シンギカイ.
最終答申||サイシュウ トウシン (1990)

日本図書館協会. 図書館の自由に関する調査委員会||ニホン トショカン キョウ
カイ. トショカン ノ ジュウ ニ カンスル チョウサ イインカイ. 収集方針と
図書館の自由||シュウシュウ ホウシン ト トショカン ノ ジュウ

- c) 団体の集団的活動を報告した著作

- ① 会議（例：議事録、予稿集）

那覇市. 議会||ナハシ. ギカイ. 那覇市議会会議録||ナハシ ギカイ カイギロク

日本西洋史学会. 大会||ニホン セイヨウシ ガッカイ. タイカイ (第 66 回:

2016: 東京). 日本西洋史学会大会報告集||ニホン セイヨウシ ガッカイ タイ
カイ ホウコクシュウ

- ② 調査団・視察団（例：調査報告）

石見銀山歴史文献調査団||イワミ ギンザン レキシ ブンケン チョウサダン. 石
見銀山歴史文献調査報告書||イワミ ギンザン レキシ ブンケン チョウサ ホ
ウコクショ

フランス学校図書館研究視察団||フランス ガッコウ トショカン ケンキュウ シ
サツダン. フランスに見る学校図書館専門職員||フランス ニ ミル ガッコウ
トショカン センモン ショクイン

- ③ 公聴会

東京都. 環境保全局. 環境管理部||トウキョウト. カンキョウ ホゼンキョク. カ
ンキョウ カンリブ. 東京都目黒清掃工場建設事業に係る環境影響評価に関する
公聴会記録||トウキョウト メグロ セイソウ コウジョウ ケンセツ ジギョウ
ニ カカル カンキョウ エイキョウ ヒョウカ ニ カンスル コウチョウカイ キ
ロク

- ④ 催し（例：展覧会、博覧会、祝祭の案内）

五島美術館||ゴトウ ビジュツカン. 平安古筆の名品||ヘイアン コヒツ ノ メイ
ヒン

2005 年日本国際博覧会協会||2005 ネン ニホン コクサイ ハクランカイ キョウ
カイ. 2005 年日本国際博覧会公式記録||2005 ネン ニホン コクサイ ハクラン
カイ コウシキ キロク

d) 演奏・演技グループが、単に演奏・演技するだけではなく、創作にも相当程度関与した著作（参照：音楽作品については、#22.5.6d）を見よ。）

e) 団体に由来する地図著作（団体の責任が出版・頒布のみに存する場合は除く。）

二宮書店||ニノミヤ ショテン. 新コンパクト地図帳||シン コンパクト チズチ
ョウ

地質調査総合センター||チシツ チョウサ ソウゴウ センター. 日本地質図||ニ
ホン チシツズ

f) 法令等（参照：#22.3～#22.3.7 を見よ。）

日本国憲法||ニホンコク ケンポウ

（法域が「日本」につき、#22.3.1.1 により優先タイトル単独の形）

焼津市||ヤイズシ. 焼津市例規集||ヤイズシ レイキシユウ

g) 複数の美術制作者が集合した団体による、タイトルを有する個別の美術著作

団体が関与していても、上記のいずれにも該当しない場合は、団体を創作者として扱わない。

上記のいずれに該当するかどうか判断できない場合は、該当しないものとして扱う。

複数の団体が関与する場合は、#22.1.2 に従う。

大阪府||オオサカフ; 兵庫県||ヒョウゴケン. 阪神広域大気汚染共同調査報告書
||ハンシン コウイキ タイキ オセン キョウドウ チョウサ ホウコクショ

#22.1.2 複数の創作者による共著作

複数の創作者（個人・家族・団体）が共同して責任を有する著作については、次の要素の結合形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。

a) 各創作者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイント（#26～#28 のうち該当する規定を適用し、採用した情報源の表示の順に記録）

b) 著作の優先タイトル（参照：#4.1.3、#4.1.4 を見よ。）

園部, 三郎||ソノベ, サブロウ, 1906-1980; 山住, 正己||ヤマズミ, マサミ,

1931-2003. 日本の子どもの歌||ニホン ノ コドモ ノ ウタ

（情報源の表示：日本の子どもの歌 / 園部三郎, 山住正己著）

Brown, George Williams, 1894-; Harman, Eleanor T.; Jeanneret, Marsh, 1917-.
Canada in North America, 1800-1901

（情報源の表示：Canada in North America, 1800-1901 / [by George W.]

Brown, [Eleanor] Harman, [and Marsh] Jeanneret)

Marx, Karl, 1818-1883; Engels, Friedrich, 1820-1895. マルクス・エンゲルス往
復書簡集||マルクス エンゲルス オウフク ショカンシュウ

（情報源の表示：マルクス・エンゲルス往復書簡集）

谷川, 俊太郎||タニカワ, シュンタロウ, 1931-; 安野, 光雅||アンノ, ミツマサ,
1926- . あけるな||アケルナ

(両者の役割は異なるが、著作への関与が対等である場合)

著作に対して共同して責任を有する複数の創作者が、著作を具体化する体现形により異なる順序で表示されている場合、次の要素の結合形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。

- c) 最初に入手した体现形に表示されている各個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイント (#26～#28 のうち該当する規定を適用し、採用した情報源の表示の順に記録)
- d) 著作の優先タイトル (参照: #4.1.3、#4.1.4 を見よ。)

ただし、映画、ビデオ、ビデオ・ゲームなどの動画作品 (自主映画製作者によるものを除く) については、単独形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。

#22.1.2 複数の創作者による共著作 別法

複数の創作者 (個人・家族・団体) が共同して責任を有する著作については、次の要素の結合形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。

- a) *複数の創作者 (個人・家族・団体) のうち、最も主要な責任を有するものに対する典拠形アクセス・ポイント (#26～#28 のうち該当する規定を適用) *
- b) 著作の優先タイトル (参照: #4.1.3、#4.1.4 を見よ。)

柳田, 國男||ヤナギタ, クニオ, 1875-1962. 柳田國男対談集||ヤナギタ クニオ
タイダンシュウ

著作に対して共同して責任を有する複数の創作者が、著作を具体化する体现形により異なる順序で表示されている場合、次の要素の結合形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。

- c) *最初に入手した体现形に表示されている複数の個人・家族・団体のうち、最も主要な責任を有するものに対する典拠形アクセス・ポイント (#26～#28 のうち該当する規定を適用) *
- b) 著作の優先タイトル (参照: #4.1.3、#4.1.4 を見よ。)

最も主要な責任を有するものが明確でない場合は、配置、デザインにおいて強調されているもの、それがないときは最初に表示されているものに対する典拠形アクセス・ポイントを結合する。

ただし、映画、ビデオ、ビデオ・ゲームなどの動画作品 (自主映画製作者によるものを除く) については、単独形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。

#22.1.2A 創作者とみなす団体と個人、家族との共著作

団体を創作者とみなす著作 (参照: #22.1.1A を見よ。) について、団体と個人または家族が共同で責任を有する場合は、次の要素の結合形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。

- a) 団体に対する典拠形アクセス・ポイント (#28 のうち該当する規定を適用)
- b) 著作の優先タイトル (参照: #4.1.3、#4.1.4 を見よ。)

#22.1.2A 創作者とみなす団体と個人、家族との共著作 別法

団体を創作者とみなす著作 (参照: #22.1.1A を見よ。) について、団体と個人または家族が共同で責任を有する場合は、次の要素の結合形で典拠形アクセス・ポイントを構築す

る。

- a) *団体のうち、最も主要な責任を有するものに対する典拠形アクセス・ポイント
(#28 のうち該当する規定を適用) *
- b) 著作の優先タイトル (参照: #4.1.3、#4.1.4 を見よ。)

#22.1.3 改作、改訂等による新しい著作

改作、改訂等による新しい著作には、創作者自身によるものと、創作者とは異なる個人・家族・団体によるものがある。

その改作、改訂等が既存の著作の性質および内容を実質的に変更している場合は、次の要素の結合形で新しい典拠形アクセス・ポイントを構築する。

- a) 改作、改訂等を行った個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイント (#26～#28 のうち該当する規定を適用)
- b) 改作、改訂等が行われた新たな著作の優先タイトル (参照: #4.1.3、#4.1.4 を見よ。)

黒岩, 涙香||クロイワ, ルイコウ, 1862-1920. 巖窟王||ガンクツオウ

(Alexandre Dumas père の小説を黒岩涙香が翻案)

鈴木, 三重吉||スズキ, ミエキチ, 1882-1936. 古事記物語||コジキ モノガタリ

改作、改訂等を行った個人・家族・団体が複数である場合は、その典拠形アクセス・ポイントの結合について、#22.1.2 または#22.1.2 別法に従う。

ラム, チャールズ, 1775-1834; ラム, メアリー, 1764-1847. シェイクスピア物語
||シェイクスピア モノガタリ

(#6.1.3.2A 別法と#4.1.3A 別法による例)

改作、改訂等に責任を有するものが不特定または不明な場合は、#22.1.5 に従う。

その改作、改訂等が単に既存の著作の一つの版である場合は、表現形として扱い、既存の著作に対する典拠形アクセス・ポイントを用いる。表現形に対する典拠形アクセス・ポイントが必要な場合は、#23 に従う。

上記のいずれに該当するかどうか判断できない場合は、新しい著作とみなす。

#22.1.4 既存の著作に注釈、解説、図等を追加した著作

既存の著作に注釈、解説、図等を追加した著作が、その注釈等に責任を有する個人・家族・団体の著作とみなされる場合は、次の要素の結合形で新しい典拠形アクセス・ポイントを構築する。

- a) 注釈、解説、図等を追加した個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイント
(#26～#28 のうち該当する規定を適用)
- b) 注釈、解説、図等の優先タイトル (参照: #4.1.3、#4.1.4 を見よ。)

澤瀉, 久孝||オモダカ, ヒサタカ, 1890-1968. 萬葉集注釋||マンヨウシュウ チュウシャク

信樂, 峻麿||シガラキ, タカマロ, 1926-2014. 歎異抄講義||タンニショウ コウ

ギ

複数の個人・家族・団体が注釈、解説、図等に責任を有する場合は、#22.1.2、#22.1.2 別法に従う。

橘, 純一||タチバナ, ジュンイチ, 1884-1954; 慶野, 正次||ケイノ, マサツグ,
1906-1976. 詳説徒然草の語釈と文法||ショウセツ ツレズレグサ ノ ゴシヤク
ト ブンポウ

その著作が単に既存の著作の一つの版である場合は、表現形として扱い、既存の著作に対する典拠形アクセス・ポイントを用いる。表現形に対する典拠形アクセス・ポイントが必要な場合は、#23 に従う。

松尾, 芭蕉||マツオ, バショウ, 1644-1694. 奥の細道||オク ノ ホソミチ
(情報源の表示: 奥の細道: 曾良本 新注絵入 / 松尾芭蕉; 上野洋三編)

上記のいずれに該当するかどうか判断できない場合は、注釈等に責任を有する個人・家族・団体の著作とみなす。

#22.1.5 責任を有するものが不特定または不明な著作

著作に個人・家族・団体が寄与していることは判明しているが、責任を有する個人・家族・団体を特定できない場合は、単独形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。

参考資料によって、責任を有する個人・家族・団体が判明する場合は、結合形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。

責任を有する個人・家族・団体が不明であるか、名称のない集団による著作の場合は、単独形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。

#22.1.6 識別要素の付加

#22.1.1～#22.1.5 に基づいて構築した典拠形アクセス・ポイントが、他の著作または個人・家族・団体、場所に対する典拠形アクセス・ポイントと同一または類似している場合は、次の中から一つ以上の適切な識別要素を付加する。

- a) 著作の形式 (参照: #4.3 を見よ。)
- b) 著作の日付 (参照: #4.4 を見よ。)
- c) 著作の成立場所 (参照: #4.5 を見よ。)
- d) 責任刊行者 (参照: #4.6 を見よ。)
- e) 著作のその他の特性 (参照: #4.7 を見よ。)

ドーデ, アルフォンス, 1840-1897. アルルの女||アルル ノ オンナ (戯曲)

(自作小説の戯曲化。#6.1.3.2A 別法と#4.1.3A 別法による例)

紀要||キョウ (岡山短期大学)

紀要||キョウ (国際教育研究所)

#22.1.7 著作の部分に対する典拠形アクセス・ポイントの構築

#22.1.7.1 単一の部分

著作の単一の部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、次の要素を結合して構築す

る。

- a) 著作の単一の部分に責任を有する個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイント（#26～#28 のうち該当する規定を適用）
- b) 著作の単一の部分の優先タイトル（参照：#4.1.3.1.1 を見よ。）

三島, 由紀夫||ミシマ, ユキオ, 1925-1970. 春の雪||ハル ノ ユキ
（三島由紀夫作「豊饒の海」の単一の部分）

該当部分のタイトルが部分であることを示す一般的な語句である場合は#22.1.7.1A に、逐次刊行物・更新資料の部編または補遺のタイトルの場合は#22.1.7.1B に、テレビ・ラジオの番組等の場合は#22.1.7.1C に従う。

該当部分を含む著作全体に対する典拠形アクセス・ポイントが#22.1.1～#22.1.5 によって優先タイトルのみで構築されている場合は、該当部分に対する典拠形アクセス・ポイントも同様に優先タイトルのみで構築する。この場合も、該当部分のタイトルが部分であることを示す一般的な語句のみである場合は#22.1.7.1A に、逐次刊行物・更新資料の部編または補遺のタイトルの場合は#22.1.7.1B に、テレビ・ラジオの番組等の場合は#22.1.7.1C に、聖典については#22.1.7.1D に従う。

#22.1.7.1A 部分であることを示す一般的な語句

その部分が、部分であることを示す一般的な語句で（数字を含むかどうかにかかわらず）識別される場合は、部分の優先タイトルに、著作全体に対する典拠形アクセス・ポイントを冠した形で、部分に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する。

（参照：#4.1.3.1.1、#4.1.4.1.1 を見よ。）

五味川, 純平||ゴミカワ, ジュンペイ, 1916-1995. 人間の条件. 第 2 部||ニンゲン ノ ジョウケン. ダイ 2 ブ

Goethe, Johann Wolfgang von, 1749-1832. Faust. 1. Theil

太平記. 巻第 4||タイヘイキ. マキ ダイ 4

#22.1.7.1B 逐次刊行物・更新資料の部編または補遺

その部分が逐次刊行物または更新資料の部編または補遺である場合は、その部分の優先タイトルが一般的な語句のみかどうかにかかわらず、部分の優先タイトルに、著作全体に対する典拠形アクセス・ポイントを冠した形で、部分に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する。

鹿児島県立短期大学紀要. 人文・社会科学篇||カゴシマ ケンリツ タンキ ダイガク キョウ. ジンブン シャカイ カガクヘン

#22.1.7.1C テレビ・ラジオ番組

その部分がテレビ・ラジオ番組等のシーズン、エピソード、抜粋等である場合は、その部分に対する優先タイトルが一般的な語句のみかどうかにかかわらず、部分の優先タイトルに、著作全体に対する典拠形アクセス・ポイントを冠した形で、部分に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する。

相棒 (テレビ番組). Season 2 || アイボウ (テレビ番組). Season 2

#22.1.7.1D 聖典

聖典の部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、聖典全体の優先タイトルと部分の優先タイトルを組み合わせで構築する。

聖書. 新約 || セイショ. シンヤク

聖書. マルコによる福音書 || セイショ. マルコ ニ ヨル フクインショ

(#4.1.3B 別法による例)

ただし、仏教経典の場合は、部分の優先タイトルのみで典拠形アクセス・ポイントを構築する。

法華経 || ホケキョウ

#22.1.7.2 複数の部分

部分であることを示す一般的な語句および数字のみで識別される、複数の連続した部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、その複数の部分の優先タイトルに、著作全体に対する典拠形アクセス・ポイントを冠した形で構築する。

(参照：連続した複数の部分の優先タイトルについては、#4.1.3.1.2 を見よ。)

今昔物語. 巻第 15-19 || コンジャク モノガタリ. マキ ダイ 15-19

(情報源の表示：今昔物語集. 2 / 馬淵和夫, 国東文麿, 稲垣泰一 校注・訳. — 巻第 15-巻第 19)

複数の部分が、番号で識別されない場合、または番号が連続していない場合は、

#22.1.7.1 に従って、各部分に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する。

Dante Alighieri, 1265-1321. Purgatorio

Dante Alighieri, 1265-1321. Paradiso

(情報源の表示：Il Purgatorio ; Paradiso / di Dante Alighieri ; colle figure di G. Doré)

#22.1.7.2 複数の部分 別法

部分であることを示す一般的な語句および数字のみで識別される、複数の連続した部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、その複数の部分の優先タイトルに、著作全体に対する典拠形アクセス・ポイントを冠した形で構築する。

(参照：連続した複数の部分の優先タイトルについては、#4.1.3.1.2 を見よ。)

複数の部分が、番号で識別されない場合、または番号が連続していない場合は、その複数の部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、定型的総合タイトルである「選集」または「Selections」の語を著作全体に対する典拠形アクセス・ポイントに付加した形で構築する。

(参照：#4.1.3.1.2 別法、#4.1.4.1.2 を見よ。)

#22.1.8 著作の集合に対する典拠形アクセス・ポイントの構築

#22.1.8.1 単一の創作者による著作の集合

単一の創作者（個人・家族・団体）が創作した著作の集合については、次の要素を結合した形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。

- a) 創作者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイント（#26～#28 のうち該当する規定を適用）
- b) 著作の集合の優先タイトル（参照：#4.1.3.2～#4.1.3.2.3 別法、#4.1.4.2～#4.1.4.2.3 を見よ。）

安部, 公房||アベ, コウボウ, 1924-1993. 作品集||サクヒンシュウ

Twain, Mark, 1835-1910. Correspondence

#22.1.8.2 複数の創作者による共著作の集合

複数の創作者（個人・家族・団体）が共同して責任を有する著作の集合については、次の要素を結合した形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。

- a) 各創作者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイント（#26～#28 のうち該当する規定を適用し、採用した情報源の表示の順に記録）
- b) 著作の集合の優先タイトル（参照：#4.1.3.2～#4.1.3.2.3 別法、#4.1.4.2～#4.1.4.2.3 を見よ。）

#22.1.8.2 複数の創作者による共著作の集合 別法

複数の創作者（個人・家族・団体）が共同して責任を有する著作の集合については、次の要素を結合した形で典拠形アクセス・ポイントを構築する。

- a) *複数の創作者（個人・家族・団体）のうち、最も主要な責任を有するものに対する典拠形アクセス・ポイント（#26～#28 のうち該当する規定を適用）*
- b) 著作の集合の優先タイトル（参照：#4.1.3.2～#4.1.3.2.3 別法、#4.1.4.2～#4.1.4.2.3 を見よ。）

最も主要な責任を有するものが明確でない場合は、配置、デザインにおいて強調されているもの、それがないときは最初に表示されているものに対する典拠形アクセス・ポイントを結合する。

#22.1.8.3 複数の異なる創作者による著作の集合

複数の異なる創作者（個人・家族・団体）による著作の集合については、著作の集合の優先タイトルのみで典拠形アクセス・ポイントを構築する。

イギリス新鋭作家短篇選||イギリス シンエイ サッカ タンペンセン

（情報源の表示：イギリス新鋭作家短篇選 / 柴田元幸訳）

著作の集合に総合タイトルがない場合は、各著作に対する典拠形アクセス・ポイントを個別に構築する。

（参照：#4.1.3.2 を見よ。）

聖典の集合については、それに対する優先タイトルのみで典拠形アクセス・ポイントを

構築する。大蔵経は聖典の集合として扱う。

大正新脩大蔵経||タイショウ シンシュウ ダイゾウキョウ

(参照: #4.1.3.2 を見よ。)

#22.1.8.3 複数の異なる創作者による著作の集合 別法

複数の異なる創作者（個人・家族・団体）による著作の集合については、著作の集合の優先タイトルのみで典拠形アクセス・ポイントを構築する。

イギリス新鋭作家短篇選||イギリス シンエイ サッカ タンペンセン

(情報源の表示: イギリス新鋭作家短篇選 / 柴田元幸訳)

著作の集合に総合タイトルがない場合は、データ作成者付与タイトルによる優先タイトル単独で典拠形アクセス・ポイントを構築する。それに加えて、各著作の優先タイトルを選択することができる。

(参照: #4.1.3.2 別法を見よ。)

#22.2 著作に対する異形アクセス・ポイントの構築

著作に対する異形アクセス・ポイントは、著作の優先タイトルまたは異形タイトルを基礎として構築する。

著作に対する異形アクセス・ポイントには、著作の優先タイトルまたは異形タイトルと、創作者または非創作者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形、および著作の優先タイトルまたは異形タイトル単独の形がある。いずれも、識別に重要な場合は、#22.1.6 に従って、識別要素を付加して構築する。

坪内, 逍遙||ツボウチ, ショウヨウ, 1859-1935. 一讀三歎當世書生氣質||イチドク サンタン トウセイ ショセイ カタギ)

(典拠形アクセス・ポイント: 坪内, 逍遙||ツボウチ, ショウヨウ, 1859-1935.

當世書生氣質||トウセイ ショセイ カタギ)

世継の翁の物語||ヨツギ ノ オキナ ノ モノガタリ

(典拠形アクセス・ポイント: 大鏡||オオカガミ)

Dostoyevsky, Fyodor, 1821-1881. Бедные люди

(典拠形アクセス・ポイント: Dostoyevsky, Fyodor, 1821-1881. Bednye liudi)

山住, 正己||ヤマズミ, マサミ, 1931-2003. 日本の子どもの歌||ニホン ノ コドモ ノ ウタ

(二人の創作者（園部三郎、山住正己）による共著作について、#22.1.2 別法を適用し、一方の創作者（園部三郎）に対する典拠形アクセス・ポイントのみを著作に対する典拠形アクセス・ポイントに用いた場合に、他方の創作者（山住正己）に対する典拠形アクセス・ポイントを異形アクセス・ポイントに用いた例。典拠形アクセス・ポイント: 園部, 三郎||ソノベ, サブロウ, 1906-1980.

日本の子どもの歌||ニホン ノ コドモ ノ ウタ)

福澤, 諭吉||フクザワ, ユキチ, 1835-1901. 福澤心訓||フクザワ シンクン

(創作者不明の偽書に対する典拠形アクセス・ポイント: 福澤心訓||フクザワ シンクン)

アクセスに重要な場合は、上記の他にも異形アクセス・ポイントを構築する。

なお、特定の著作については、#22.2.1～#22.2.3 に従って、異形アクセス・ポイントを構築する。

法令等に対する異形アクセス・ポイントは、#22.4 に従って、音楽作品に対する異形アクセス・ポイントは、#22.6 に従って構築する。

#22.2.1 音楽作品に用いられる歌詞、リブレットなど

音楽作品に用いられる歌詞、リブレットなどに対する異形アクセス・ポイントは、次の要素を結合した形で構築する。

- a) 音楽作品の作曲者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイント（#26～#28 のうち該当する規定を適用）
- b) 音楽作品の優先タイトル
- c) 「歌詞」、「リブレット」または「Libretto」（場合に応じて複数形）、「Lyrics」、「Text」（場合に応じて複数形）のうち該当する語句
- d) 必要に応じて、その他の語句

モーツァルト, ヴォルフガング・アマデウス, 1756-1791. 魔笛||マテキ. リブレット

(#6.1.3.2A 別法および#4.1.3A 別法による例。典拠形アクセス・ポイント: シカネーダー, エマヌエル, 1751-1812. 魔笛||マテキ)

(参照: 歌詞、リブレットなどを伴う音楽作品に対する典拠形アクセス・ポイントについては、#22.5.1 を見よ。)

#22.2.2 著作の単一の部分

著作の単一の部分に対する異形アクセス・ポイントは、典拠形アクセス・ポイントの形に応じて、次のように構築する。

- a) 典拠形アクセス・ポイントが、著作全体の優先タイトル、部分の優先タイトル、創作者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形
異形アクセス・ポイントは、部分の優先タイトルと創作者に対する典拠形アクセス・ポイントを直接結合した形で構築する。
- b) 典拠形アクセス・ポイントが、部分の優先タイトルと創作者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイントを直接結合した形

異形アクセス・ポイントは、著作全体の優先タイトル、部分の優先タイトル、創作者に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

三島, 由紀夫||ミシマ, ユキオ, 1925-1970. 豊饒の海. 春の雪||ホウジョウ ノ ウミ. ハル ノ ユキ

(典拠形アクセス・ポイント: 三島, 由紀夫||ミシマ, ユキオ, 1925-1970. 春の

雪||ハル ノ ユキ)

- c) 典拠形アクセス・ポイントが、著作全体の優先タイトルを部分の優先タイトルに冠する形

異形アクセス・ポイントは、部分の優先タイトル単独の形で構築する。

みよしの統計||ミヨシ ノ トウケイ

(典拠形アクセス・ポイント: みよしものしり専科. みよしの統計||ミヨシ モノシリ センカ. ミヨシ ノ トウケイ)

- d) 典拠形アクセス・ポイントが、部分の優先タイトル単独の形

異形アクセス・ポイントは、著作全体の優先タイトルを部分の優先タイトルに冠する形で構築する。

千一夜物語||センイチヤ モノガタリ. 船乗りシンドバッド||フナノリ シンドバッド

(典拠形アクセス・ポイント: 船乗りシンドバッド||フナノリ シンドバッド)

識別に重要な場合は、#22.1.6 に従って、識別要素を付加して異形アクセス・ポイントを構築する。

アクセスに重要な場合は、上記の他にも異形アクセス・ポイントを構築する。

#22.2.3 特定の創作者による著作の集合

特定の創作者（個人・家族・団体）による著作の集合に対する典拠形アクセス・ポイントのうちの優先タイトルが、定型的総合タイトルである場合で、かつその定型的総合タイトルと記述対象の本タイトルまたは参考資料に見られるタイトルが同一でなく、類似もしていない場合は、著作の異形タイトルに記述対象の本タイトルまたは参考資料に見られるタイトルを用いた異形アクセス・ポイントを構築する。

識別に重要な場合は、#22.1.6 に従って、識別要素を付加して異形アクセス・ポイントを構築する。

アクセスに重要な場合は、上記の他にも異形アクセス・ポイントを構築する。

<#22.3～#22.6 各種の著作>

<#22.3～#22.4 法令等>

#22.3 法令等に対する典拠形アクセス・ポイントの構築

法令等に対する典拠形アクセス・ポイントは、法令等または既存の法令等から派生した新しい法令等に対して構築する。

典拠形アクセス・ポイントは、次の該当する参照先の規定に従って構築する。

- a) 法律等（参照：#22.3.1 を見よ。）
- b) 命令等（参照：#22.3.2 を見よ。）
- c) 裁判所規則（参照：#22.3.3 を見よ。）
- d) 憲章等（参照：#22.3.4 を見よ。）
- e) 条約（参照：#22.3.5 を見よ。）

f) 判例集等（参照：#22.3.6 を見よ。）

g) 裁判記録（参照：#22.3.7 を見よ。）

法律の注釈書については、#22.1.4 に従って、典拠形アクセス・ポイントを構築する。
上記のいずれにも該当しない法令等については、#22.1～#22.1.8.3 別法に従う。

なお、法令等に対する典拠形アクセス・ポイントの形については、優先タイトルと結合する個人・家族・団体は、非創作者とすることがある（例えば、単一の裁判所に適用される裁判所規則に対する典拠形アクセス・ポイント（参照：#22.3.3 を見よ。）において、裁判所規則の優先タイトルと結合する被適用裁判所）。

識別要素の付加については、#22.3.8 に従う。

#22.3.1 法律等

#22.3.1.1 法律

単一の法域で施行される法律（憲法、法律と同等の命令等、地方自治体の条例を含む）に対する典拠形アクセス・ポイントは、法律の優先タイトルと、法域に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。ただし、法域が「日本」である場合は、優先タイトル単独の形で構築する。

金融商品取引法||キンユウ ショウヒン トリヒキホウ

鳥取県||トトリケン. 沿道区域指定の基準に関する条例||エンドウ クイキ シ
テイ ノ キジュン ニ カンスル ジョウレイ

複数の法域で施行される法律の集合に対する典拠形アクセス・ポイントは、単独形とする。

#22.3.1.2 法律案

議会に提出された法律案に対する典拠形アクセス・ポイントは、その優先タイトルと、議会に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

その他の法律案については、#22.1～#22.1.8.3 別法に従う。

#22.3.1.3 前近代の法律、慣習法等

前近代の法律、西欧型の立法制度導入以前の西欧以外の法域の法律、慣習法、部族法などに対する典拠形アクセス・ポイントは、単独形とする。

九品官人法||キュウヒン カンジンホウ

ただし、必要に応じて、法域に対する典拠形アクセス・ポイントを結合することができる。

甲府藩||コウフハン. 百姓身持之覚書||ヒャクショウ ミモチ ノ オボエガキ

（参照：優先タイトルの選択については、#4.13.1.3.2 を見よ。）

#22.3.2 命令等

#22.3.2.1 法律として施行されない命令等

特定の法域の命令等（政令、府省令など）は、行政機関等によって特定の法律の下に発せられる。通達などもここに含めて扱う。これらの通常の命令等に対する典拠形アクセ

ス・ポイントは、優先タイトルと行政機関等に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

(参照：法律と同等の命令等については、#22.3.1.1 を見よ。)

農林水産省||ノウリン スイサンショウ; 国土交通省||コクド コウツウショウ;
環境省||カンキョウショウ. 景観行政団体及び景観計画に関する省令||ケイカ
ン ギョウセイ ダンタイ オヨビ ケイカン ケイカク ニ カンスル ショウレイ

#22.3.2.2 法律とあわせて刊行される命令等

法律と法律から派生した命令等があわせて刊行されている場合は、記述対象の優先情報源に最初に表示されたものに対する典拠形アクセス・ポイントを用いる。

本タイトルに現れる情報が法律に関する情報のみである場合は、その法律に対する典拠形アクセス・ポイントを用いる。

本タイトルに現れる情報が命令等に関する情報のみである場合は、その命令等に対する典拠形アクセス・ポイントを用いる。

優先情報源にある情報が曖昧または不十分な場合は、法律に対する典拠形アクセス・ポイントを用いる。

(参照：法律と同等の命令等については、#22.3.1.1 を見よ。)

#22.3.2.2 法律とあわせて刊行される命令等 別法

法律と法律から派生した命令等があわせて刊行されている場合は、その法律に対する典拠形アクセス・ポイントを用いる。

(参照：法律と同等の命令等については、#22.3.1.1 を見よ。)

#22.3.2.3 命令等の集合

行政機関等による命令等の集合については、#22.3.1.1 に従う。

#22.3.3 裁判所規則

単一の裁判所に適用される裁判所規則に対する典拠形アクセス・ポイントは、規則の優先タイトルと裁判所に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

単一の法域の複数の裁判所に適用される裁判所規則の集合については、それが法律として施行される場合は、典拠形アクセス・ポイントは、#22.3.1.1 に従って構築する。それが法律でない場合は、典拠形アクセス・ポイントは、規則の優先タイトルとその規則を発した行政機関等に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

その他の裁判所規則の集合については、#22.1.8.3、#22.1.8.3 別法に従う。

#22.3.4 憲章等

国際機関の憲章などに対する典拠形アクセス・ポイントは、憲章などの優先タイトルとその機関に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

World Health Organization. Constitution of the World Health Organization

(#4.1.3A および#8.1.3.1A による例)

世界保健機関||セカイ ホケン キカン. 世界保健機関憲章||セカイ ホケン キカ

ン ケンショウ

(#4.1.3A 別法および#8.1.3.1A 別法による例)

#22.3.5 条約

条約に対する典拠形アクセス・ポイントは、条約の優先タイトル単独の形で構築する。
識別要素の付加については、#22.3.8.2 に従う。

条約に対して個別に策定された議定書、修正書、その他の付属文書等に対する典拠形アクセス・ポイントは、条約に対する典拠形アクセス・ポイントに、#22.3.8.2 に従って、識別要素を付加して構築する。

条約の全面改訂の場合は、新しい条約として扱う。

条約の集合が集合に対する名称で知られている場合は、典拠形アクセス・ポイントは、その総合的な名称に、必要に応じて#22.3.8.2 に従って識別要素を付加して構築する。

その他の条約の集合については、#22.1.8.3、#22.1.8.3 別法に従う。

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約||ニホンコク ト ダイカン ミ
ンコク トノ アイダ ノ キホン カンケイ ニ カンスル ジョウヤク

Antarctic Treaty

(#4.1.3.1A による例)

南極条約||ナンキョク ジョウヤク

(#4.1.3.1A 別法による例)

#22.3.6 判例集等

単一の裁判所による判例集に対する典拠形アクセス・ポイントは、判例集の優先タイトルと裁判所に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

複数の裁判所による判例集に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトル単独の形で構築する。

判例集に対する引用録、要録、索引などについて、それに責任を有する者が記述対象に明白に表示されている場合は、典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルと責任を有する者に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。それ以外の場合は、優先タイトル単独の形で構築する。

最高裁判所||サイコウ サイバンショ. 最高裁判所民事判例集||サイコウ サイバ
ンショ ミンジ ハンレイシュウ

不法行為に関する下級裁判所民事裁判例集||フホウ コウイ ニ カンスル カキュ
ウ サイバンショ ミンジ サイバン レイシュウ

最高裁判所刑事判例集索引||サイコウ サイバンショ ケイジ ハンレイシュウ サ
クイン

#22.3.7 裁判記録

#22.3.7.1 刑事訴訟

刑事訴訟、弾劾裁判、軍法会議などの公式の記録およびそれらの上訴の記録については、

典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルと公訴を提起された個人または団体に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

公訴を提起された個人または団体が複数の場合は、優先タイトルと優先情報源に最初に表示された被告人に対する典拠形アクセス・ポイントのみを結合して、典拠形アクセス・ポイントを構築することができる。

#22.3.7.2 民事訴訟

民事訴訟（選挙訴訟を含む）の公式の記録およびそれらの上訴の記録については、典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルと訴えを提起した個人または団体に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

訴えを提起した個人または団体が複数の場合は、優先タイトルと優先情報源に最初に表示された原告に対する典拠形アクセス・ポイントのみを結合して、典拠形アクセス・ポイントを構築することができる。

#22.3.7.3 起訴状、判決文等

起訴状については、典拠形アクセス・ポイントは、#22.3.7.1 に従って構築する。

裁判員に対する説示については、典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルと裁判所に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

裁判所の判決文等の決定については、典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルと裁判所に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

裁判官の意見については、典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルと裁判官に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

裁判の一方の当事者の準備書面、答弁書などの公式の記録に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルとその当事者に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

弁護士が行った法廷弁論に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルと弁護士に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

#22.3.7.4 裁判記録の集合

裁判の公式記録集などに対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.1.8.3、#22.1.8.3 別法に従って構築する。

#22.3.8 識別要素の付加

#22.3.8.1 法律等

#22.3.1～#22.3.1.3 に基づいて構築した法律等に対する典拠形アクセス・ポイントが、他の法律等に対する典拠形アクセス・ポイントと同一または類似している場合は、法律等の公布日を付加する。

（参照：#4.13.3.3.1 を見よ。）

#22.3.8.2 条約

単一の条約の場合は、条約の署名日を付加して典拠形アクセス・ポイントを構築する。

条約の集合が集合に対する名称で知られている場合は、典拠形アクセス・ポイントは、その総合的な名称に、最も早い条約と最も新しい条約の署名日を付加して構築する。

(参照: #22.3.5、#4.13.3.3.2 を見よ。)

条約に対して個別に策定された議定書、修正書またはその他の付属文書等については、典拠形アクセス・ポイントは、条約に対する典拠形アクセス・ポイントに、「議定書等」または「Protocols, etc.」の語句、それらの文書に結びつく日付をこの順に付加して構築する。

(参照: #22.3.5、#4.13.4、#4.13.3.3.2 を見よ。)

#22.3.8.3 その他の法令等

法律等 (参照: #22.3.1 を見よ。)、条約 (参照: #22.3.5 を見よ。) 以外の法令等に対する典拠形アクセス・ポイントが、他の法令等に対する典拠形アクセス・ポイントと同一または類似している場合は、#22.1.6 に従って、識別要素を付加して典拠形アクセス・ポイントを構築する。

#22.4 法令等に対する異形アクセス・ポイントの構築

法令等に対する異形アクセス・ポイントは、法令等の優先タイトルまたは異形タイトルを基礎として構築する。

法令等に対する異形アクセス・ポイントには、法令等の優先タイトルまたは異形タイトルと、創作者 (個人・団体) または創作者以外の個人・団体に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形、および法令等の優先タイトルまたは異形タイトル単独の形がある。いずれも、識別に重要な場合は、#22.3.8 に従って、識別要素を付加して構築する。

(参照: #4.13.2 を見よ。)

#22.4.1 法律等

法律等に対する異形アクセス・ポイントは、#22.4 のほかに、識別に重要な場合は、法律等の公布年を付加して構築する。

(参照: #4.13.3.3.1 を見よ。)

#22.4.2 条約

条約の異形タイトルを基礎として、条約の署名日を付加して異形アクセス・ポイントを構築する。

(参照: #4.13.2、#4.13.3.3.2 を見よ。)

ヴェルサイユ条約 || ヴェルサイユ ジョウヤク (1919.6.28)

国の政府、国際機関、国に準ずる宗教団体 (ローマ教皇庁など)、国に満たない単位であるが条約締結権を保有する法域のうちの複数の当事者間の条約、またはそれらのうちの一団体とそれら以外の団体の間の条約については、当事者ごとに異形アクセス・ポイントを構築する。この場合は、条約のタイトルと当事者に対する典拠形アクセス・ポイントを結合して、さらに識別に重要な場合は、#22.3.8.2 に従って、識別要素を付加して異形アクセス・ポイントを構築する。

日本||ニホン. 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約||ニホンコク
ト ダイカン ミンコク トノ アイダ ノ キホン カンケイ ニ カンスル ジョウ
ヤク

韓国||カンコク. 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約||ニホンコク
ト ダイカン ミンコク トノ アイダ ノ キホン カンケイ ニ カンスル ジョウ
ヤク

2 者間の条約の集合に対しては、当事者ごとに異形アクセス・ポイントを構築する。この場合は、条約のタイトルと当事者に対する典拠形アクセス・ポイントを結合して異形アクセス・ポイントを構築する。

一当事者と複数の当事者の間の条約の集合に対しては、条約のタイトルと一当事者に対する典拠形アクセス・ポイントを結合して異形アクセス・ポイントを構築する。アクセスに重要な場合は、当事者ごとに異形アクセス・ポイントを構築する。この場合は、条約のタイトルと一当事者に対する典拠形アクセス・ポイントを結合して異形アクセス・ポイントを構築する。

多数の当事者間の条約に対しては、アクセスに重要な場合は、当事者に対する異形アクセス・ポイントを構築する。

日本||ニホン. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約||トク
ニ ミズトリ ノ セイソクチ ト シテ コクサイテキ ニ ジュウヨウ ナ シツチ
ニ カンスル ジョウヤク

<#22.5～#22.6 音楽作品>

#22.5 音楽作品に対する典拠形アクセス・ポイントの構築

音楽作品に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.5.1～#22.5.7 に従って、原曲に対して、または既存の楽曲から派生した新しい楽曲に対して構築する。音楽作品の部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.5.8 に従って、音楽作品の集合に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.5.9 に従って構築する。

#22.5A 典拠形アクセス・ポイントの形

音楽作品に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルを基礎として構築する。

その形には、優先タイトルと創作者（作曲者、編曲者）に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形と、優先タイトル単独の形とがある。いずれについても、必要に応じて識別要素を付加する。

（参照：識別要素の付加については、#22.5.7 を見よ。）

（参照：優先タイトル、異形タイトル、識別要素については、#4.14.1～#4.14.5 を見よ。創作者に対する典拠形アクセス・ポイントについては、#26～#28 を見よ。）

#22.5.1 歌詞、リブレットなどを伴う音楽作品

歌詞、リブレットなどのテキストを伴う音楽作品（歌、オペラ、ミュージカルなど）に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルと作曲者（個人・家族・団体）に対す

る典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

(参照: #4.14.0.4 を見よ。)

(参照: 音楽作品に用いられる歌詞、リブレットなどに対する典拠形アクセス・ポイントについては、#22.1～#22.1.8.3 を見よ。異形アクセス・ポイントについては、#22.2.1 を見よ。)

Gershwin, George, 1898-1937. *Girl crazy*

#22.5.2 舞踊のための音楽作品

舞踊（バレエ、パントマイムなど）のための音楽作品に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルと作曲者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

(参照: #4.14.0.4 を見よ。)

池辺, 晋一郎||イケベ, シンイチロウ. 動と静||ドウ ト セイ

#22.5.3 付随音楽

劇、映画などに付随する音楽に対する典拠形アクセス・ポイントは、劇、映画などの優先タイトルと作曲者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

(参照: #4.14.0.4 を見よ。)

伊福部, 昭||イフクベ, アキラ, 1914-2006. *ゴジラ*

#22.5.4 カデンツァ

一音楽作品とみなすカデンツァに対する典拠形アクセス・ポイントは、カデンツァの優先タイトルとカデンツァの作曲者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

Heifetz, Jascha, 1901-1987. *Cadenzas to the Beethoven concerto for violin and orchestra in D major, op. 61*

(参照: #4.14.0.4、#4.14.1.3C を見よ。)

#22.5.5 新たなテキストとタイトルを伴うオペラなどの音楽劇

新たな音楽作品とみなす音楽劇に対する典拠形アクセス・ポイントは、原作品に対する典拠形アクセス・ポイントに新しいタイトルを丸がっこに入れて付加した形で構築する。

(参照: #4.14.0.4 を見よ。)

Bizet, Georges, 1838-1875. *Carmen* (*Carmen Jones*)

(Georges Bizet の *Carmen* を基にした、Oscar Hammerstein II のリブレットによるミュージカル)

#22.5.6 新たな音楽作品とみなす編曲

編曲が次のいずれかに該当する場合は、新たな音楽作品とみなして典拠形アクセス・ポイントを構築する。典拠形アクセス・ポイントは、編曲による音楽作品の優先タイトルと編曲者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

- a) 原曲を自由に書き換えた、原曲に基づいて編曲したなどと記載されているとき、新しい材料を組み込んだとき
- b) 多様な複数の作品をパラフレーズしたとき、別の作曲者の基本的なスタイルをパラフレーズしたとき
- c) 原曲の和声や音楽様式を変更したとき
- d) 改作、即興演奏など、創作上の実質的な責任を演奏者が有するとき
- e) その他、原曲から明確な改変を行ったとき

上記のいずれかに該当するかどうか判断できない場合は、該当しないものとして扱う。

(参照：編曲を、新たな音楽作品ではなく、既存の音楽作品の一表現形であるとみなす場合については、#23.5 を見よ。)

複数の編曲者が関与している場合は、#22.1.2、#22.1.2 別法に従う。

編曲者が不明または不特定な場合は、#22.1.5 に従う。

(参照：#4.14.0.4 を見よ。)

Chopin, Frédéric, 1810-1849. *Là ci darem la mano*

(原曲：Mozart, Wolfgang Amadeus, 1756-1791. *Don Giovanni*. *Là ci darem la mano*)

#22.5.7 識別要素の付加

#22.5.1～#22.5.6 に基づいて構築した典拠形アクセス・ポイントが、他の音楽作品、著作または個人・家族・団体、場所に対する典拠形アクセス・ポイントと同一または類似している場合は、#22.5.7.1～#22.5.7.2 に従って、識別要素を付加する。

#22.5.7.1 楽曲形式のみから成るタイトル

優先タイトルが楽曲形式のみから成るなど、識別が困難な場合は、次の要素を付加する。

- a) 演奏手段 (参照：#4.14.3 を見よ。)
- b) 音楽作品の番号 (参照：#4.14.4 を見よ。)
- c) 調 (参照：#4.14.5 を見よ。)

演奏手段の付加については、#22.5.7.1A に従う。

音楽作品の集合に対する典拠形アクセス・ポイントについて、定型的総合タイトルである「選集」または「Selections」の語を用いる場合は、上記の要素の後にこれを付加する。

Chopin, Frédéric, 1810-1849. *Etudes, piano, op. 10. Selections*

#22.5.7.1A 演奏手段

演奏手段は、次の順に適切なものを付加する。

- a) 声
- b) 鍵盤楽器
- c) 他の楽器 (楽譜中の順序)
- d) 通奏低音

Mozart, Wolfgang Amadeus, 1756-1791. Quintets, piano, oboe, clarinet, horn,
bassoon, K. 452, E♭ major

ソロの楽器と伴奏アンサンブルがある場合は、ソロ楽器、伴奏アンサンブルの順に付加する。

Sibelius, Jean, 1865-1957. Vivace, piano, string ensemble

ポピュラー音楽以外の音楽作品のうち、優先タイトルがソロの声楽曲の種類の名称（歌曲、ヴォカリーズなど）のみから成り、単独の鍵盤楽器以外による伴奏があるものについては、伴奏楽器または伴奏アンサンブルの名称、続けて「伴奏」または「**accompaniment**」の語を付加する。伴奏がない作品は、「無伴奏」または「**unaccompanied**」の語を付加する。

Weber, Reinhold, 1927-2013. Lieder, piano, percussion accompaniment

Holliger, Heinz. Lieder, orchestra accompaniment

Larsen, Libby. Songs, unaccompanied

演奏手段において、次の要素は付加しない。

- e) 優先タイトルから読み取れる場合のパート数
 - f) 打楽器の演奏者数
 - g) 楽器が調音される調
 - h) 楽器の音域
 - i) 代替楽器
 - j) 持ち替え楽器
 - k) 演奏手段に合唱が含まれる場合のソロ（声）
 - l) 1 パート 1 演奏者の器楽曲の伴奏アンサンブルを構成する個々の楽器
- この場合は、伴奏アンサンブルの適切な語を記録する。

（参照：#4.14.3.3.1.1F、#4.14.3.3.1.1F 別法を見よ。）

次のいずれかの条件が該当する場合は、演奏手段を付加しない。

- m) 演奏手段が優先タイトルから読み取れる場合（優先タイトルから読み取れるものと演奏手段が異なる場合を除く）
- n) 曲によって演奏手段が一様でない曲集の場合
- o) 作曲者が演奏手段を指示していない場合
- p) 演奏手段の表示が複雑で、他の識別要素（例：作品番号、主題目録番号）の方が識別に有効な場合

Brahms, Johannes, 1833-1897. Lieder, op. 105

#22.5.7.1B 演奏手段、番号、調以外に付加する識別要素

演奏手段、番号、調だけでは識別に不十分である場合、またはそれらが利用できない場合は、さらに次の要素をこの優先順位で付加する。

- a) 著作の日付（参照：#4.4 を見よ。）
- b) 著作の成立場所（参照：#4.5 を見よ。）

c) 著作のその他の特性（参照：#4.7 を見よ。）

音楽作品の集合に対する典拠形アクセス・ポイントについて、定型的総合タイトルである「選集」または「Selections」の語を用いる場合は、上記の要素の前にこれを付加する。

Mozart, Wolfgang Amadeus, 1756-1791. Works. Selections (Harmonia Mundi)

#22.5.7.2 楽曲形式以外の語句を含むタイトル、およびそれらの語句のみから成るタイトル

優先タイトルが楽曲形式のみではない場合に、識別に必要なときは、次のいずれかの適切な要素を付加する。

- a) 演奏手段（参照：#4.14.3 を見よ。）
- b) 音楽作品の番号（参照：#4.14.4 を見よ。）
- c) 調（参照：#4.14.5 を見よ。）
- d) 著作の形式（参照：#4.3 を見よ。）
- e) 著作の日付（参照：#4.4 を見よ。）
- f) 著作の成立場所（参照：#4.5 を見よ。）
- g) 著作のその他の特性（参照：#4.7 を見よ。）

#22.5.8 音楽作品の部分に対する典拠形アクセス・ポイントの構築

#22.5.8.1 音楽作品の単一の部分

音楽作品の単一の部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、次の要素を結合して構築する。

- a) 音楽作品全体に対する典拠形アクセス・ポイント（参照：#22.5A を見よ。）
- b) 音楽作品の単一の部分の優先タイトル（参照：#4.14.1.3.1.1、#4.14.1.4.1.1 を見よ。）

音楽作品の部分の優先タイトルが他の部分の優先タイトルと同一であり、番号で識別されない場合は、#22.5.7 に従って、識別要素を必要なだけ付加する。これらの識別要素でも不十分な場合は、番号を付与して識別する。

#22.5.8.2 音楽作品の複数の部分

音楽作品の複数の部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.5.8.1 に従って、各部分に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する。

音楽作品の複数の部分が作曲者によって組曲（suite）またはそれに相当する語句よばれている場合は、典拠形アクセス・ポイントは、「組曲」または「Suite」の語を音楽作品全体に対する典拠形アクセス・ポイントに付加して構築する。

（参照：#4.14.1.4.1.2 を見よ。）

Tchaikovsky, Peter Ilich, 1840-1893. Shchelkunchik. Suite

#22.5.8.2 音楽作品の複数の部分 別法

*音楽作品の複数の部分を一括して識別するために、典拠形アクセス・ポイントは、定

型的総合タイトルである「選集」または「Selections」の語を音楽作品全体に対する典拠形アクセス・ポイントに付加して構築する。

Mendelssohn-Bartholdy, Felix, 1809-1847. Kinderstücke, op. 72. Selections

音楽作品の各部分に対する典拠形アクセス・ポイントは、#22.5.8.1 に従って構築しても省略してもよい*。

(参照: #4.14.1.4.1.2 を見よ。)

#22.5.9 音楽作品の集合に対する典拠形アクセス・ポイントの構築

音楽作品の集合に対する典拠形アクセス・ポイントは、集合の優先タイトルと作曲者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

特定のタイプの音楽作品の集合に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトル、必要に応じて付加した演奏手段、定型的総合タイトルである「選集」または「Selections」の語を結合して構築する。

(参照: #4.14.1.3.2～4.14.1.3.2.3 別法、#4.14.1.4.2～#4.14.1.4.2.4 を見よ。)

Bach, Johann Sebastian, 1685-1750. Works

Liszt, Franz, 1811-1886. Violin, piano music

Mahler, Gustav, 1860-1911. Songs. Selections

#22.6 音楽作品に対する異形アクセス・ポイントの構築

音楽作品に対する異形アクセス・ポイントは、音楽作品の優先タイトルまたは異形タイトルを基礎として構築する。

音楽作品に対する異形アクセス・ポイントには、音楽作品の優先タイトルまたは異形タイトルと、創作者（作曲者、編曲者）または創作者以外の個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形、および音楽作品の優先タイトルまたは異形タイトル単独の形がある。いずれも、識別に重要な場合は、#22.5.7～#22.5.7.2 に従って、識別要素を付加する。

その他に、#22.6.1～#22.6.3 に従って、異形アクセス・ポイントを構築する。

(参照: 音楽作品に用いられる歌詞、リブレットなどに対する異形アクセス・ポイントについては、#22.2.1 に従う。)

#22.6.1 カデンツァ

カデンツァに対する典拠形アクセス・ポイントを構築した場合は、次の要素をこの順に結合して、異形アクセス・ポイントを構築する。

- a) カデンツァが属する音楽作品または音楽作品の集合の、作曲者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイント（#26～#28 のうち該当する規定を適用）
- b) カデンツァが属する音楽作品または音楽作品の集合の優先タイトル
- c) 存在する場合は、カデンツァが属する楽章の優先タイトル
- d) 「カデンツァ」または「Cadenza」（必要に応じて複数形）の語
- e) 必要な場合は、その他の識別要素

#22.6.2 音楽作品の単一の部分

音楽作品の単一の部分に対する異形アクセス・ポイントは、部分のタイトルが楽曲形式以外の語句を含む場合は、典拠形アクセス・ポイントの形に応じて次のように構築する。

- a) 典拠形アクセス・ポイントが、音楽作品全体の優先タイトル、作曲者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイント、部分の優先タイトルを結合した形

異形アクセス・ポイントは、作曲者に対する典拠形アクセス・ポイントと部分の優先タイトルを結合した形で構築する。

- b) 典拠形アクセス・ポイントが、音楽作品全体の優先タイトルを部分の優先タイトルに冠する形

異形アクセス・ポイントは、部分の優先タイトル単独の形で構築する。

識別に重要な場合は、#22.5.7～#22.5.7.2 に従って、識別要素を付加して異形アクセス・ポイントを構築する。

アクセスに重要な場合は、上記の他にも異形アクセス・ポイントを構築する。

#22.6.3 特定の作曲者による音楽作品の集合

特定の作曲者（個人・家族・団体）による音楽作品の集合について、典拠形アクセス・ポイントが、定型的総合タイトルと、作曲者に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築されている場合で、かつその定型的総合タイトルと、記述対象の本タイトル（別タイトルは除く）または参考資料に見られるタイトルが同一でなく、類似もしていない場合は、異形アクセス・ポイントは、体现形の本タイトルまたは参考資料に見られるタイトルと、作曲者に対する典拠形アクセス・ポイントを結合した形で構築する。

識別に重要な場合は、#22.5.7～#22.5.7.2 に従って、識別要素を付加して異形アクセス・ポイントを構築する。

アクセスに重要な場合は、上記の他にも異形アクセス・ポイントを構築する。